

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 9 日

令和8年松戸市農業委員会4月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和8年4月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
15番	相田敏克		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

なし

1. 事務局出席職員

事務局長	矢野貴久	事務局長 補佐兼 庶務係長	酒井恭子
主幹兼 農地係長	香西崇	主任主事	井堀寛生

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和8年4月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。
しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号10番、川上博久委員、議席番号11番、渡来和治委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から2号となっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号10番、川上博久です。

去る3月26日木曜日、議案第1号の審査のため第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、鈴木榮一農業委員、杉浦勇司農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員、私の5名により、現地調査の上詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請についての1番をご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから5ページになります。

申請地の位置については、1ページのところがございます。

権利及び形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は児童養護施設を運営していますが、従業員研修や運動会などのイベント時には駐車場が足りなくなること、また近隣の土地の一部を賃貸していますが、返還することに伴い申請地を使用する必要があったためです。

土地選定理由は、児童養護施設から近いためです。

議案参考資料の3ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場用地です。

排水については、雨水のみで砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、既存ブロックにて対応します。

費用については自己資金で賄うとのことから、通帳の写しを確認いたしました。

審査会では、現地調査の結果、砂利が既に敷いてあることを確認しました。このことについて質問したところ、平成12年頃に譲渡人の先代が資材置場として利用する際に砂利を敷いたとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。審査会修了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしてい

たことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに同じ事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第1号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

鈴木委員 はい。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木榮一です。

ただいま座長から説明のあった許可案件について賛成します。駐車台数等の質問が出ましたが、妥当であるということで、審議会に出席いたしました委員全員が賛成したことを報告いたします。

以上です。

議 長 ただいま鈴木委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付します。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての2番を議題いたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請についての2番をご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については6ページから10ページになります。

申請地の位置については、6ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は現在、東京都江戸川区の賃貸物件に住んでおりますが、今後、手狭になることが考えられることから、申請地を借り受け、分家住宅用地とするためです。

土地選定理由は、本家の隣接地であるためです。

議案参考資料の8ページをご覧ください。

施設の概要について、分家住宅用地です。

上水道については、前面道路から引き込みます。

雨水については、雨水浸透ますを設置し宅内処理します。

汚水、雑排水については、合併浄化槽を通し、蒸発散装置により宅内処理します。

被害防除については、新設コンクリートブロックにて対応します。

費用については、融資で賄うとのことから、事前審査結果を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当し、令和8年3月18日付で申請をしております。

農地区分については、申請地からおおむね300メートル以内に一般交通の用に供されている鉄道の駅があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第1号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

加藤委員 はい。

議 長 はい、加藤委員。

加藤委員 議席番号6番、加藤万里子です。

審査会当日、私も現地を見させていただきました。申請地は、既存の住宅に隣接している

ということでした。この既存の住宅に住む父と譲受人の娘さんとで使用貸借権を設定するということでした。また、新しくブロック塀を設置して、隣接の農地にも影響が出ないようにするということでした。

以上により、特に問題のない案件だと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま加藤委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付します。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての3番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請についての3番をご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については11ページから18ページになります。

申請地の位置については、11ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、町会活動の拠点としていた青年館が老朽化に伴い撤去され、現在は市の施設の一室を間借りしておりますが、倉庫などもなく手狭であることから、申請地を借り受け、地区集会所及び駐車場用地とするためです。

土地選定理由は、活動拠点としていた青年館から近いためです。

議案参考資料の13ページから16ページをご覧ください。

施設の概要について、地区集会所及び駐車場用地です。

上水道については、前面道路から引き込みます。

雨水については、雨水浸透ますを設置し、既設U字溝へ接続します。

汚水、雑排水については、汚水ますを設置し浄化槽で処理後、既設U字溝へ接続します。

被害防除については、新設コンクリートブロック及び新設RC擁壁にて対応します。

費用については、補助金、積立金及び寄附金で賄うとのことから、補助金の担当課、通帳の写しなどから、松戸市の補助金2,000万円、自己資金総額では建設費を上回ることを確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当し、令和8年3月19日付で申請をしております。

農地区分については、申請地からおおむね300メートル以内に一般交通の用に供されている鉄道の駅があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第1号の3番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのこと。

農業委員、推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

湯浅（清）推進委員 はい。

議 長 はい、湯浅委員。

湯浅（清）推進委員 推進委員の湯浅清です。

審査会当日、現地確認及び申請人とお話をさせていただいて、この土地の移転に関わる選定理由を伺ったところ、以前まで活動拠点としていた青年館は解体されてしまっているのですが、その場所は、接道部分がちょうどJR東日本の高架下ということで、進入路をJRに申請しても承諾は得られなかったということで、この近くの土地を探したところ、地主さんの承諾を得られまして、ちょっと場所が変わるという現在のところから、数分のところなんです。そこに承諾を得てこちらに移転になりました。そういうことをお伺いしました。私は、公共のものでもあるため、賛成したいと思います。お諮りをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま湯浅委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 松戸市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料につきましては19ページになります。

議案の理由は、市長部局と同様に改正するため、参考資料の新旧対照条文のとおり改正するものです。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長 意見ないようですので、議案第2号につきましては、承認いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書3ページ、報告事項1から10ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、3ページから4ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、2月分として相続による所有権移転により5件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、5ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につ

いてですが、2月分として畑3件、510平米、合計3件、510平米の届出を受理いたしました。

次に、6ページから7ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、7ページに記載のとおり、田2件、507平米、畑12件、2,931平米、合計14件、3,438平米の届出を受理いたしました。

次に、8ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、1件交付しました。

次に、9ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、2件交付しました。

次に、10ページ、報告事項6 松戸市農業委員会事務局職員の人事についてですが、記載のとおり人事異動がございました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年4月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時23分